

品川区オンライン教育支援センター設置要綱

制定 令和6年5月15日 教育長決定要綱第15号

改正 令和7年4月1日 要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立学校に在籍する不登校状態の児童・生徒に対して、オンライン上の仮想空間を活用した居場所と学習の機会を確保し、多様な学びの一環として、仮想空間上での学習支援をとおして、自律した学習者を育成し、生涯にわたり学ぼうとする力を高め、不登校児童・生徒の社会的自立を目指すため、オンライン教育支援センターの設置および運用について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 品川区オンライン教育支援センターは、東京都が運営するバーチャル・ラーニング・プラットフォーム（以下「VLP」という。）の仮想空間内に設置するものとする。

(開設期間および時間)

第3条 VLPの開設期間および時間は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から翌年3月31日まで（但し、長期休業中の開設については、原則として学校の休業期間に準ずる。）とする。
- (2) 開設日は、月曜日から金曜日までの授業日とする。
- (3) 開設時間は、原則として午前9時から午後4時までの間とする。

(事業内容)

第4条 事業内容は下記のとおりとする。

- (1) 自宅等にいながら、1人1台端末（iPad）等を使って、VLP空間内で、アバターを操作し、コミュニケーション等が実施できる環境を提供する。
- (2) 自宅等において、学習等が実施できる教材を提供する。
- (3) VLP空間における学習支援およびイベント等を実施する。

(運営)

第5条 本事業の運用は、品川区教育委員会事務局教育総合支援センター（以下「教育総合支援センター」という。）が当たる。

- 2 本事業の管理責任者は、教育総合支援センター長をもって充てる。
- 3 本事業の管理および運営については、指導主事と協働し、不登校・相談担当が担任する。

(対象者)

第6条 利用対象者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 品川区立学校に在籍する児童・生徒で、不登校の状態にあり、品川区教育支援センター「マイスクール」や、民間施設であるフリースクール等にも通うことができない者。ただし、通えていても十分な学習支援を受けることができない者も含む。
- (2) インターネット上のルールやマナーを遵守し、本事業に参加することについて理解した上で入室を希望する者。
- (3) 在籍校の校長（以下「校長」という。）が、不登校の児童・生徒の状況等に鑑み、本事業の利用を適当であると判断した者。

(4) 教育総合支援センター長が、本事業の利用が適当であると判断した者。

(利用の手続き)

第7条 本事業の利用については、下記の手続きを経るものとする。

- (1) 校長は、不登校児童・生徒の状況に基づき、本事業の利用を適当であると判断した者について、「参加申請書」を教育総合支援センター長に提出する。
- (2) 教育総合支援センター長は、「参加申請書」を受領した後、本事業の利用が適当であると判断した者について、利用の可否について判断を行い、判断結果について、校長および利用申込者へ通知する。

(利用中止の手続き)

第8条 教育総合支援センター長は、以下の場合において、本事業を利用する児童・生徒の利用の中止を決定することができる。利用の中止を決定した場合は、在籍校の校長および利用者へ通知する。

- (1) 本事業の利用者が、本事業を利用の中止について、在籍校を通じて申し出たとき。
- (2) 本事業を利用する児童・生徒のうち、インターネット上の利用のルールやマナーを遵守できない場合で、改善が見込めないとき。
- (3) 一定期間V L P等の利用がないとき。

(児童・生徒の学籍等)

第9条 児童・生徒の学籍は、次のとおりとする。

- (1) 児童・生徒の学籍は、在籍校に置く。
- (2) 児童・生徒の指導要録は、在籍校で作成する。

(利用状況等の報告)

第10条 児童・生徒の利用状況については、教育総合支援センターから、毎月の入退室状況や学習教材の活用状況について、校長へ報告を実施するものとする。なお、必要に応じて、適宜相互に情報を共有するものとする。

第11条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。